

インストラクター人材育成ワークショップ業務委託企画提案競技実施要領

インストラクター人材育成ワークショップ業務委託企画提案競技の実施については、この要領に定めるとおりとする。

1 委託業務名

インストラクター人材育成ワークショップ業務委託

2 委託業務内容

別添のインストラクター人材育成ワークショップ業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

※ 仕様書は、実施しなければならない最低限の業務を示したものである。応募者が有する本業務の実施に係る知見やノウハウなどを活用した提案を積極的に行うこと。

3 委託期間

契約日から令和7年3月28日（金）までとする。

4 予算額

上限額：586,000円（消費税及び地方消費税（10%）を含む）

※ この金額は契約金額の上限額を示すものであり、埼玉県がこの金額で契約することを約束するものではない。

5 参加資格

企画提案書を提出することのできる者は、（1）～（7）までに掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。
- (3) 公募開始日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 公募開始日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 法人税、法人（都道府）県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者でないこと。

(7) 令和3年4月以降当該企画提案競技の公募開始日までの間に、国又は地方公共団体等における類似業務を実施した実績を有する者であること（類似業務とは、新規事業開発に関するワークショップの実施等をいう）。

6 スケジュール

募集から業務の受注者の決定までのスケジュールは以下のとおりとする。

| | |
|---------------------|----------------------|
| 令和6年6月 4日(火) | 公募開始（HPの公開） |
| 令和6年6月 11日(火) 17時必着 | 質問受付期限 |
| 令和6年6月 14日(金) 17時まで | 質問回答HP掲載 |
| 令和6年6月 18日(火) 17時必着 | 企画提案競技参加申込書提出期限 |
| 令和6年6月 21日(金) 12時必着 | 企画提案書等提出期限 ～書類審査～ |
| 令和6年7月上旬 | 契約相手方へ選定結果通知 |
| 令和6年7月中旬 | 契約締結 |

7 企画提案競技参加申込書の提出

本企画提案競技への参加を希望する場合は、**「様式第1号」「イントラプレナーカレッジ育成ワークショップ業務委託に係る企画提案競技参加申込書」**を提出すること。また、必ず電話による到達確認を行うこと。なお、本申込書は押印不要とする。

(1) 提出期限

令和6年6月18日（火）17時必着

(2) 提出方法

電子データをEメールにて提出すること。

申込書提出メールの件名

企画提案競技参加申込_イントラプレナーカレッジ育成ワークショップ業務委託

(3) 提出先

埼玉県 産業労働部 産業支援課 創業支援担当

電話：048-830-3908（直通）

E-mail：a3770-21@pref.saitama.lg.jp

8 質問事項の受付及び回答

本件について質問がある場合は、**「様式第2号」「イントラプレナーカレッジ育成ワークショップ業務委託企画提案競技についての質問票」**を提出すること。また、必ず電話による到達確認を行うこと。

(1) 提出期限

令和6年6月11日（火）17時必着

(2) 提出方法

電子データを E メールにて提出すること。

質問書メールの件名：質問票_ イントラプレナー人材育成ワークショップ業務委託

(3) 提出先

埼玉県 産業労働部 産業支援課 創業支援担当

電話：048-830-3908（直通）

E メール：a3770-21@pref.saitama.lg.jp

(4) 回答方法

質問に対する回答は、質問した法人名等を伏せた上で、県ホームページに掲載する。

なお、電話等による質問には簡易なものを除き応じない。

(5) 回答掲載

令和6年6月14日（金）17時までに県ホームページに掲載する。

9 企画提案書等の提出

(1) 受付期間

令和6年6月21日（金）12時必着

(2) 提出方法

以下の「(4) 提出書類」の書類一式を電子データ化したものを E メールで提出すること。また、必ず電話による到達確認を行うこと。

※ 電子データ化する際は、文字切れや文字化け等がないか確認すること。

企画提案書等提出メールの件名：企画提案書等_イントラプレナー人材育成ワークシヨップ業務委託

(3) 提出先

埼玉県 産業労働部 産業支援課 創業支援担当

電話：048-830-3908（直通）

E メール：a3770-21@pref.saitama.lg.jp

(4) 提出書類

ア **様式第3号** イントラプレナー人材育成ワークシヨップ業務委託に係る企画提案書

様式第3号を表紙とし企画提案の内容を添付すること。

※「9(5)企画提案の内容について」参照

イ **様式自由** 業務工程表

仕様書「4 業務内容」(1)～(5)の業務スケジュールについて、作業項目ごとに示した工程を記載すること。

ウ **様式第4号** 業務実施体制調書

本業務委託を実施するための実施体制について記載すること。なお、再委託を予定している場合、その予定事業者の概要が分かるもの（設立趣旨、事業内容のパンフレット等）や、再委託する業務の内容及び範囲を示すこと。

工 様式第5号 業務実績調書

「5 参加資格(7)」にある該当業務の受託実績について記載すること。なお、実績が多数ある場合は、本業務との類似性、関係性が高い実績を優先的に、5項目を限度に記載すること。

オ 様式第6号 見積書

見積金額については、提案内容を実現するために必要な全ての費用を積算し、記載すること。あわせて、仕様書「4 業務内容」を参考に可能な限り詳細な経費を積算した内訳書を添付すること。

カ 様式第7号 会社概要書

必要事項を記載し、会社の概要が分かるパンフレット等を添付すること。

キ 様式第8号 誓約書

「5 参加資格」の全てに該当する者であることを誓約するもの。

ク 法人の定款の写し及び登記事項証明書（商業登記簿謄本）

提出日において発行日から3か月以内のもの。

(5) 企画提案の内容について

(4)アの企画提案書に添付する書類は任意とするが、仕様書等に基づいて作成し、次のア～カの内容を含めること。また、表紙の次ページに目次を入れ、各ページにはページ番号を記載すること。なお、ページ数は表紙を含め20ページ以内とすること。

企画提案書に添付する書類は、文章での説明や解説を基本としながら、図表、イラスト、写真等を用いて、仕様書の「4 業務内容」の順で掲載するなど分かりやすく提案すること。レイアウトはA4版横向きが望ましい。

ア 本業務の目的を踏まえた基本方針及び本業務を実施する上で特に重要と考える提案のポイントを記載すること。

イ 仕様書4(1)について、実施方針、内容、講師の候補、回数、開催時間と所要時間、欠席者へのフォロー方法、その他独自の提案・工夫等を具体的に記載すること。

ウ 仕様書4(2)について、参加者募集チラシのイメージを記載すること。また、参加者受付、管理の方法を具体的に記載すること。あわせて、具体的な周知先や周知方法がある場合は記載すること。

エ 仕様書4(3)について、当日使用する資料のイメージとワークショップの進行方法、アンケート項目案を記載すること。

オ 仕様書4(4)について、開催レポートのイメージを記載すること。

カ 本業務による成果をより一層高めるために、上記ア～オ以外の事項、もしくは全体を通じて特筆すべき提案事項があれば記述すること。

(6) その他

ア 企画提案書等の提出は、1者につき1提案に限る。

イ 企画提案書等の提出後はその内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。

ウ 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）に基づき公文書開示請求がなされた場合はこの限りではない。

エ 企画提案書等の作成に係る経費は、提案者の負担とする。

10 委託先候補者の決定方法

(1) 審査方法

提出された企画提案書及びその他提出書類等の書類審査により、最も評価点が高かつた提案者を委託先候補者として選定する。ただし、その者が著しく社会的信用を損なう等により、本業務を委託するにふさわしくないと認められるときは、次順位の者を委託先候補者として選定する。

なお、企画提案書等を提出した者が1者のときは、提案内容を総合的に審査し、本業務の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を委託先候補者として選定する。

(2) 審査基準

審査項目、審査の視点はおおむね別紙のとおりとする。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、参加者全員に対して令和6年7月上旬頃にEメールで通知する。

11 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (2) 本実施要領に示した企画提案書等の作成や提出に関する条件に違反した場合
- (3) 見積書の金額が契約限度額を超える場合
- (4) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

12 契約方法等

県は、10(1)の委託先候補者と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は委託先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。委託先候補者と協議が整わない場合は、評価が次に高かった者と改めて協議を行う。

この契約は、立会人型電子契約の電子契約による締結を予定している。電子契約を行う場合は、契約書は紙ではなく電子データで作成し、押印に代わる電子署名とタイムスタンプが施される。契約の締結は、電子契約事業者のクラウドを利用するため、Eメールが必要となる。立会人型電子契約の利用に係る費用負担は生じない。なお、電子契約の利用について承諾がない場合は、従来どおり紙の契約書により契約を締結する。電子契約の利用承諾の有無は契約先候補者選定の審査に影響しない。

13 企画提案書等の情報公開

契約締結後、契約の相手方となる企画提案者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う。また、県民等からの情報公開の請求に応じて契約の相手方となる企画提案書等の情報公開を行う場合がある。

14 その他

- (1) 契約の相手方は、この契約の締結と同時に契約金額の 100 分の 1 以上を乗じた額を契約保証金として納付するものとする。ただし、財務規則第 81 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。
- (2) 本プロポーザルに係る一連の手続き及び契約等に関する手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 問合せ先

埼玉県 産業労働部 産業支援課創業支援担当

住 所：〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1（本庁舎 4 階）

電 話：048-830-3908

E メール：a3770-21@pref.saitama.lg.jp

【別紙】審査基準の概要

| 区分 | 審査項目 | 審査の視点 | |
|---------------|----------------------|---|---|
| 経験・能力、業務の実施体制 | 業務実績調書 | ① 類似業務の実績において、十分な成果を有しているか(類似業務とは、インストラクター人材の育成に関するワークショップの実施等をいう)。 | |
| | 業務実施体制調書、業務工程表、会社概要書 | ② 業務を運営管理する体制は適切か。 ③ 業務責任者を含めた配置予定者が本業務に必要な専門性や経験等を有しているか。 ④ 業務量と業務の実施手順を的確に把握し、適切なスケジュールが提案できているか。 | |
| 企画提案内容 | 企画提案書 | 全般 | ⑤ 全体を通して、本業務の目的を達成できる内容となっているか。 ⑥ 本業務の効果を促進させるための独自の提案、もしくは有益な提案が積極的になされているか。 |
| | | 企画、運営 | ⑦ ワークショップの講師は、本業務の目的の達成にふさわしい選定になっているか。 ⑧ ワークショップのテーマ及び内容は、新規事業、新商品・新サービスの開発に初めて取り組む人が参加しやすい内容になっているか。 |
| | | 参加者募集、広報、参加者管理 | ⑨ 県内中小企業を中心に参加者が多く集まるような募集や周知の方法が提案されているか。 ⑩ 参加者募集チラシは多くの参加者が見込める魅力あるデザイン、内容になっているか。 |
| | | 開催レポート | ⑪ 開催レポートの内容・デザインは、県内企業に対し、次年度以降の本事業への参加を促すような工夫がされているか。 |
| その他 | 見積書 | ⑫ 経費の見積内容の項目や算出根拠は合理的かつ妥当なものであるか。 | |